

高齢者・障害者施設／有床診療所・病院に設置する パッケージ型自動消火設備

【設置及び維持に関する技術上の基準の一部改正】



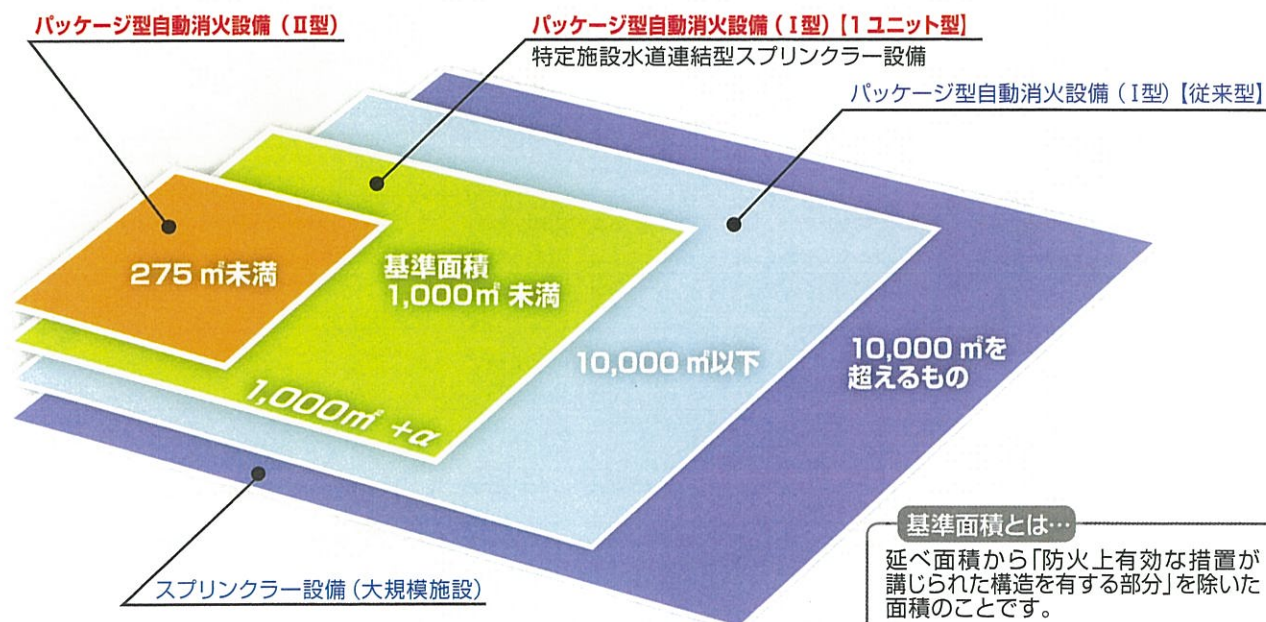
パッケージ型自動消火設備をご存知ですか。

この設備は、**スプリンクラー設備に代えて**設置することができる消火設備です。

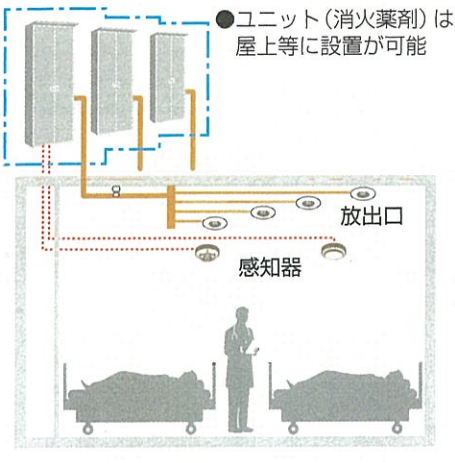
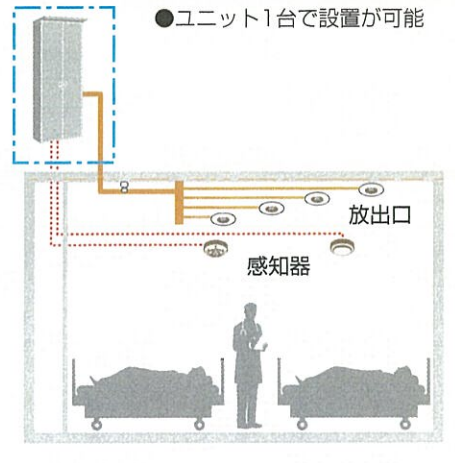
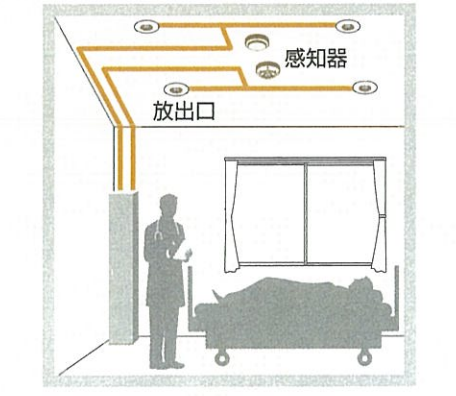
〔パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件〕(平成16年消防庁告示第13号)の改正(平成28年1月29日)

自力で避難することが困難な者が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられています。

スプリンクラー設備等の自動消火設備の種類



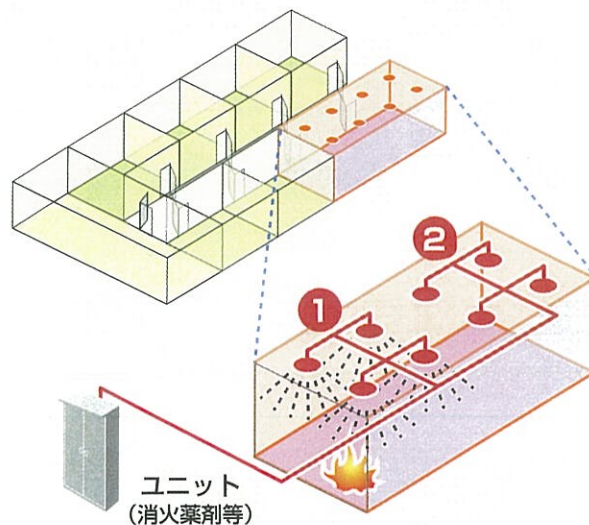
パッケージ型自動消火設備の種類と特徴

I 型 (従来型)	I 型 (1ユニット型) New	II 型 New
延べ面積10,000㎡以下	基準面積1,000㎡未満 (延べ面積1,000㎡ + α)	延べ面積275㎡未満
 <p>●ユニット(消火薬剤)は屋上等に設置が可能</p>	 <p>●ユニット1台で設置が可能</p>	 <p>●居室単位での簡易な工事で設置が可能</p>

1,000㎡未満の施設に対する設置基準が緩和され、1ユニットのみでの設置が認められました。

改正後

避難時間が短くなること等の理由から隣接する居室等に対しても一のパッケージ型自動消火設備を共用することが認められましたが、2以上の同時放射区域からなる広い居室等に設置する場合は、火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域の放出口から消火薬剤が放射されないように設置する必要があります。



設置の期限

以下の期日までに、スプリンクラー設備等を設置してください。

平成30年3月31日 (2018年) まで	高齢者福祉施設……………(6)項口(1) 救護施設……………(6)項口(2)※ 乳児院……………(6)項口(3) 障害児入所施設……………(6)項口(4)※ 障害者支援施設等……………(6)項口(5)※	※介助がなければ避難できない者を主として入所させるものに限る
平成37年6月30日 (2025年) まで	病院……………(6)項イ(1) 有床診療所……………(6)項イ(2)	

設置等に関わる具体的な事柄は、お近くの消防機関にご相談ください。

一般財団法人日本消防設備安全センター
違反是正支援センター

URL <http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/>

お問い合わせ先